

生活

児童扶養手当の届け出などについて

この手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

▼支給対象者

次のいずれかに該当する子どもを監護している父または母、もしくは父母に代わって子どもを養育している人。

※子どもの年齢は、18歳の誕生日を過ぎ、最初の3月31日を迎えるまで(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
 - ②父または母が死亡した子ども
 - ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある子ども
 - ④父または母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤その他(父または母が1年以上上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)
- *次のような場合、手当は支給されません。
- 父または母の死亡で支給される公的年金または遺族補償を受ける子どもが

お願い

生態系を守るため外来生物の駆除を

ウチダザリガニは、県内では

【後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について】

住民税非課税の世帯に属している後期高齢者医療被保険者は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示すると、入院したときの負担が軽減されます。現在入院している人、またはこれから入院を予定している人は、認定証の申請手続きができます。申請した月の初日から適用されます。

【入院時の窓口負担限度額と食事代】

区分	1カ月あたりの窓口負担限度額	1食あたり
認定証なし 現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	81,000円+ (かかった医療費-267,000円) × 1% (12カ月のうち4回目以降は 44,400円)	260円
一般	44,400円	
認定証あり 区分2 (住民税非課税世帯)	24,600円	90日までの入院 210円 ※ 91日以上入院 160円
区分1 (住民税非課税世帯)	15,000円	100円

※入院日数が91日以上になった場合は、長期入院認定のために再度申請をしてください。

【認定証の申請に必要なもの】

- ア 後期高齢者医療被保険者証 イ 印鑑
 - ウ 過去1年以内に入院したときの領収書や入院証明書など(91日以上入院の場合)
 - エ 現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証
- ※ウとエは、該当する人だけ持ちください。

【注意事項】

入院の際は、必ず認定証と保険証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。提示しない場合は減額されません(「一般」と同じ負担となります)。また、継続して入院の場合は、月に一度は医療機関の窓口で提示してください。

認定証を医療機関の窓口で提示した月の初日から減額されます。前月以前にさかのぼって減額することはできません。

■問い合わせ先 町民生活課 国保年金業務 ☎(62)2114

けることができる。○児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
○公的年金給付を受けることができる

○婚姻の届け出はしていなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

▼所得制限

受給資格者の前年の所得(課税台帳上の所得に、父、母または子どもが受け取った養育費の8割を合算した額)が一定の額を超える場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

また、扶養義務者(同居の直系血族および兄弟姉妹)などの所得による所得制限もあります。

所得制限限度額表 (単位:円)

扶養親族などの数	人		扶養義務者の限度額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

所得制限限度額表を参考にしてください。

▼手当額(月額)は

監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

○児童1人の場合

全部支給 4万1550円
一部支給 4万1540円から9810円までの金額

○児童2人以上の場合

2人目 50000円、3人目以降1人につき30000円

▼手当を受ける手続き

次の書類を添えて保健福祉課で手続きしてください。

- ① 認定請求書
 - ② 請求者と対象になる子どもの戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票
 - ③ その他必要な書類
- 所得制限限度額や必要な書類など、手続きの詳細については、保健福祉課に問い合わせてください。

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉業務
☎(62)2115

震災による町税の徴収猶予について

今回の震災で、町税を一時に納付することができないと認められるときは、申請により徴収

地域の生態系に被害を及ぼす生物のことです。

特定外来生物を保管したり、飼育したり、別な場所に運搬したり、誰かに譲ったり、譲り受けたりすることは、法律で禁止されています。県の調査では、猪苗代湖からも目撃情報が寄せ

の猶予を受けられる場合があります。徴収の猶予は、あくまで町税の徴収を一定期間猶予するものであり、税額自体を減額するものではありません。

① 対象税目 23年度分の固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税

② 猶予期間 原則として1年以内

③ 申請時期 随時

④ 申請方法 税務課収納業務で受け付け

※申請にあたっては納付計画などの相談が必要です。

▼問い合わせ先

税務課 収納業務
☎(62)2113

「いなわしろ聖苑」の修繕工事を実施

老朽化に伴う、いなわしろ聖苑火葬炉の修繕工事を実施しています。7月15日から7月31日までは、使用できる火葬炉が1基になり、火葬の受け付けも1日2件までになります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間中の受け付けは、町内の人だけ(町内への避難者を含む)にさせていただきます。

▼問い合わせ先

町民生活課 ☎(62)2114

られるなど、本町の生態系に影響を与えることが心配されています。取り扱いは十分に注意してください。

▼ウチダザリガニを釣ってしまったら?

これから夏休みに入ります。自由研究などでウチダザリガニを釣ってしまったも、特定外来生物は「運搬」も禁止されているので、元に戻すか、その場で処分するなどしてください。

日本独自の生態系を守るため、特定外来生物の防除にご協力をお願いします。

▼ウチダザリガニの特徴は?

体長は15センチ前後で体型はがっしり。第1胸脚(はさみ脚)の可動肢の付け根に白い模様があります。また、本州で採取されるザリガニのほとんどはアメリカザリガニで、規制の対象にはなりません。



ウチダザリガニは、持ち帰り家で飼育することも禁止です。

▼問い合わせ先

企画財務課 企画調整業務
☎(62)2112